

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成19年12月19日

提出者

25番 深 沢 達 也

5 番 砂 川 なおみ

15番 松 本 清 治

26番 桜 井 和 実

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義 殿

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ 200 万人、B型肝炎患者がおよそ 150 万人おり、その大半が、輸血、血漿製剤の投与や予防接種における針や筒の不交換等の医療行為によるものといわれています。

この問題では、現在、国と被害者に和解案が示されておりますが、政治決着をすることが国の責任であり、福田内閣総理大臣が平成 13 年、当時の小泉内閣における内閣官房長官時代にハンセン病問題の判決において控訴しないとの政治決着を促し努力されたときと同様に、この肝炎の問題も政治決断をすべきであります。

よって、武蔵野市議会は、肝炎患者救済及び真相究明のために、下記事項について、速やかに対策を講ずるよう要望します。

記

- 1 疾病に苦しむ患者と家族の一刻も早い救済のため、薬害肝炎問題の全面解決に向けた諸政策を直ちに行うこと。
- 2 潜在患者の早期発見、早期治療体制の確立が重要であることから、より一層の検査、治療体制の整備、充実を図ること。
- 3 患者の経済的負担を軽減し、生活の質の向上を図るために、医療負担の軽減と治療水準の向上に努めること。
- 4 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 5 ウイルスキャリアに対する偏見、差別を一掃するための施策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 日

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	